

福岡県医発第 3416 号（地）
令和 5 年 3 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

今後の新型コロナワクチン接種について（その 4）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件については、令和 5 年 3 月 2 日付福岡県医発第 3259 号（地）にて、3 月上旬の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」）で法令改正に係る諮問手続を経て最終的な結論を得ることとされている旨、ご連絡しておりました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、本年 3 月 7 日の分科会において今後の接種に向けた法令改正について了承されたことから、その内容及び接種実施に当たっての留意事項について情報提供がありました。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

【2023 年度の追加接種のスケジュールについて】

- 本年春から夏（5 月から 8 月）にかけて、「65 歳以上の高齢者」及び「5 歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるもの、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者」に対する 1 回接種（令和 5 年春開始接種）を 5 月 8 日から開始すること。
- 全ての年齢の者を対象として実施予定の本年秋から冬（9 月から 12 月）にかけての 1 回接種の開始の際、令和 5 年春開始接種は終了予定であること。

【2023 年春夏の追加接種について】

- 令和 5 年春開始接種は 5 月から 8 月にかけて実施することになるが、各ワクチンについては、薬事上規定される接種間隔（最終接種から少なくとも 3 か月）を空けて実施すること。

【公的関与規定の適用について】

- 予防接種法令上、接種対象者のうち、65 歳以上の高齢者及び 5 歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものに対する自治体による接種勧奨、接種を受ける努力義務の規定は適用除外となること。

【その他】

- 初回接種（ファイザー社の起源株ワクチン又はヌバキソビッド筋注による2回接種（ファイザー社の6ヵ月～4歳用は3回））は2023年度の1年間は、引き続き生後6か月以上の全ての未接種者を対象に実施すること。
- 第一期追加接種（ファイザー社の起源株ワクチンによる3回目接種）及び第二期追加接種（ファイザー社の起源株ワクチンによる4回目接種）は、2023年3月31日をもって終了すること。
- 12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種（ファイザー社若しくはモデルナ社のオミクロン株ワクチン又はヌバキソビッド筋注による3～5回目接種）は本年5月7日をもって終了すること。
- 本年2月28日に薬事承認されたファイザー社の5～11歳用オミクロン株ワクチンによる接種を令和4年秋開始接種に位置づけること。
 - ・対象者は初回接種を完了し（5～11歳用の起源株ワクチンによる3回目接種を完了している場合も含む）、前回の接種終了後3か月以上経過した全ての5歳以上11歳以下の者とする。
 - ・本年3月8日から開始し、本年秋冬の1回接種の開始までの間実施すること。
 - ・令和5年春開始接種の開始日（5月8日）以降は、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものについては、令和4年秋開始接種の実施の有無を問わず、令和5年春開始接種として1回の接種を行い、それ以外の健常な者については、令和4年秋開始接種を未実施である場合に限り、令和4年秋開始接種として1回の接種を行うこと。